

本県の取組み(県外避難者支援チーム) ～ふるさとの絆の維持と地域コミュニティの再生～

駐在職員派遣

- 13都県 25人
- 青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、
埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

避難所、応急仮設住宅の提供依頼

- 災害救助法に基づく各都道府県への救助要請
- 避難所から応急仮設住宅への移行
- 民間賃貸住宅借上げ創設・要請

地元情報の提供

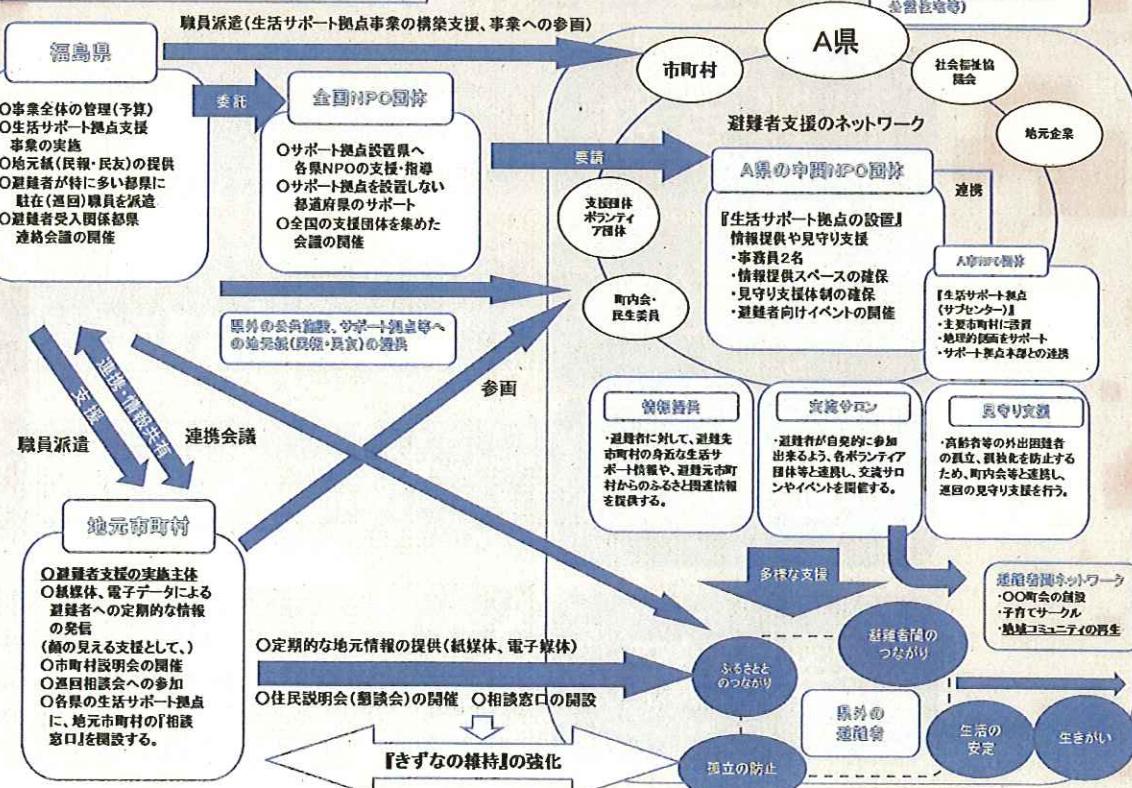
- 壁新聞、地元新聞(民報・民友)の送付 16都道府県850箇所
- 県外避難者支援ブログの運営(7/8～)
- 暮らしサポート通信(経済産業省)→ダイレクトメール送付(13市町村)
- 避難先自治体や交流拠点からの情報提供(顔の見える情報伝達)

交流の場等の整備促進

- 生活サポート拠点の整備促進 ※問題は財源の確保**
- 生活サポート拠点では、避難先での身近な生活相談や様々な情報提供、孤立化防止のための見守り支援、交流サロン等の実施
- 息の長い支援が必要。
- 避難先自治体等の自主財源により実施のため財源確保が課題
- 本県の「地域協働支援モデル事業補助金」には応募が殺到
- 暮らしサポートミーティングの実施(経済産業省)巡回相談会の実施

3

県外避難者の支援体制(案) ※問題は財源の確保



4

県外避難者への支援について

福島県災害対策本部
県外避難者支援チーム

1

県外避難者の状況

避難者数

- ・県外避難者数 62,610人(2/20現在)
- ・(県内避難者は約10万人)
- ・避難者の流動

避難先

- ・全国46都道府県
- ・(山形県12,998人、東京都7,525人、新潟県6,728人)
- ・避難所→応急仮設住宅(民間借上げ等)等へ移行

避難元

- ・警戒区域等からの避難者と自主避難者
- ・災害救助法の対象
- ・原発避難者特例法、原子力損害賠償の対象の有無

課題等

- ・自主避難者(母子避難者等)の増加
- ・応急仮設住宅等への移行により避難者が点在化
- ・→所在把握が困難、情報量の減、避難先での孤立化
- ・→地元から情報が届かない、地元の顔が見えないの声
- ・→避難者同士が集まれる場がほしいとの声

2